

令和 7 年度
河南町電気自動車等充電設備設置費補助金応募要領

事業の概要

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及を促し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減するため、住民、町内事業者等及びマンションの管理組合等で電気自動車等充電設備を設置する人（または、設置した人）に、その経費の一部を補助します。

1 申込資格・条件

（１） 住民で自らが居住する住宅（新築、借家を含む）の敷地内に電気自動車等充電設備を設置するもの、町内事業者等で事業を営んでいる事務所等に設置するもの、マンションの管理組合等でその管理組合等が管理する敷地内に対象機器を設置するもののうち、次の（ア）か（イ）のいずれかに該当するもの。

（ア）令和 8 年 3 月 31 日までに対象機器を新設する人。

（イ）令和 6 年 4 月以降に対象機器の設置工事が完了している人。

（２） 町税を滞納していないこと。

（３） 今までにこの補助金の交付を受けたことがないこと。

（４） 設置（予定）場所にこの補助金の交付を受けた充電設備等が設置されていないこと。

2 対象機器

急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド、V2H

※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象機種として指定し、公開している未使用の設備であること。

3 申請時に必要な書類（各 1 部提出）

○全申請者共通のもの

- ☐ 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ☐ 対象機器の型式、設置経費が分かる見積書の写し又は契約書の写し
- ☐ 対象機器の形状、規格等が分かるパンフレット等の写し
- ☐ 対象機器を設置する建築物等が共有の場合又は自らの所有に属さない場合は対象機器を設置することについての所有者全員の設置同意書
- ☐ 完納証明書（町税及びその附帯徴収金に未納がない旨を証明するもの）
- ☐ 付近見取図（広域・詳細）
- ☐ その他（町長が必要と認めるもの）

○申請者の区分が住民の場合

- ☐ 住民票（申請から 3 カ月以内のもの）
※現住所のもの

○申請者の区分が事業者等の場合

- ☐ 法人である場合は商業登記の登記事項証明書の写し
- ☐ 個人事業主である場合は対象機器の設置を行おうとする場所で事業を営ん

でいることを証する書類（営業許可書、直近の確定申告書等）の写し

○申請者の区分が管理組合等の場合

- ☐ 管理組合総会で当該対象機器設置について議決されたことを証するものの写し
- ☐ 管理組合の現在の理事長又は管理者が管理組合総会で選定されたことを証するものの写し

4 募集期間等

(1) 募集期間 令和7年5月7日(水)～令和8年1月30日(金)

ただし、補助金の受け付けは先着順とし予算額の範囲内において支給する。

(2) 受付時間 募集期間中（土・日曜日、祝日を除く）の午前9時～午後5時30分

(3) 提出場所 河南町役場2階 まち創造部 都市環境課窓口

注意事項：郵送や電話での受付は行っていません。

5 募集件数 10件程度

6 補助金の額

補助対象経費の4分の1

※ただし、他の団体の補助金等が補助対象経費の4分の3を超える場合は超えた金額を減じた額

7 補助限度額 40,000円

8 実績報告の提出

申請者は、対象機器の設置が完了し、対象機器の設置に関する支払を終了した後、令和8年3月31日までに、次の書類を提出してください。

- ☐ 設置完了報告書（様式第8号）
- ☐ 対象機器の設置費に関する請求明細書の写し
- ☐ 対象機器の設置費に関する領収書の写し
- ☐ 対象機器の設置状態を示す写真及び型式表示部分の写真（撮影日が認識できるもの）
- ☐ 申請時の住所と設置場所が異なる場合は、申請者の住民票（住民の場合）
- ☐ その他（町長が必要と認めるもの）

9 補助金の請求

(1) 実績報告の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知します。

(2) 補助金交付確定の通知を受けた人は、補助金交付請求書を提出してください。

10 補助金の支払

補助金交付請求書の提出後、申請者の指定した金融機関の口座に補助金を振り込みます。

提出・問い合わせ

河南町役場（2階）

まち創造部都市環境課

〒585-8585 河南町大字白木 1359-6

TEL0721（93）2500(代)（内線 271・272）